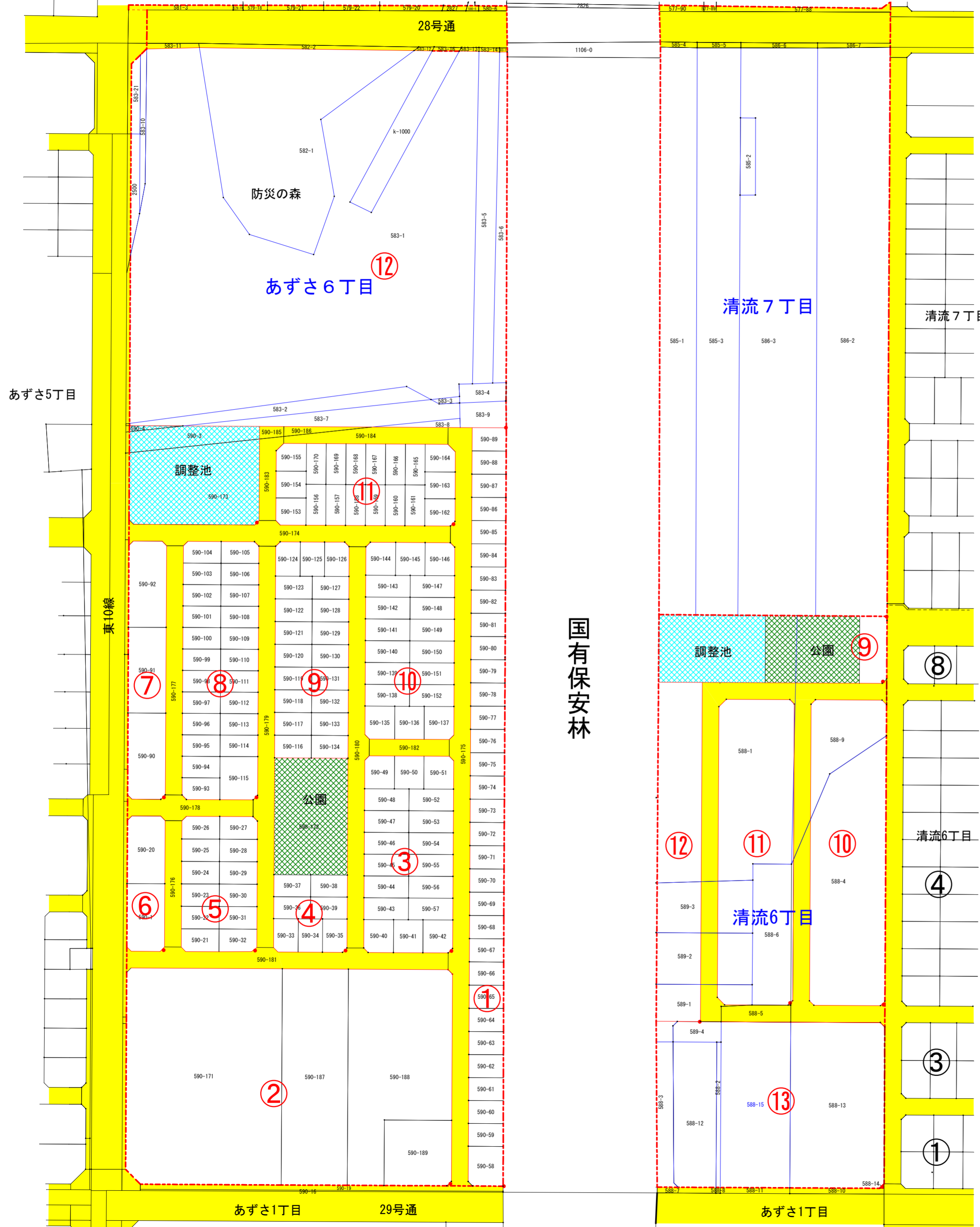


あずさ6丁目地区
(令和8年8月17日実施)

清流6、7丁目地区
(令和8年9月1日実施)

住居表示案内図



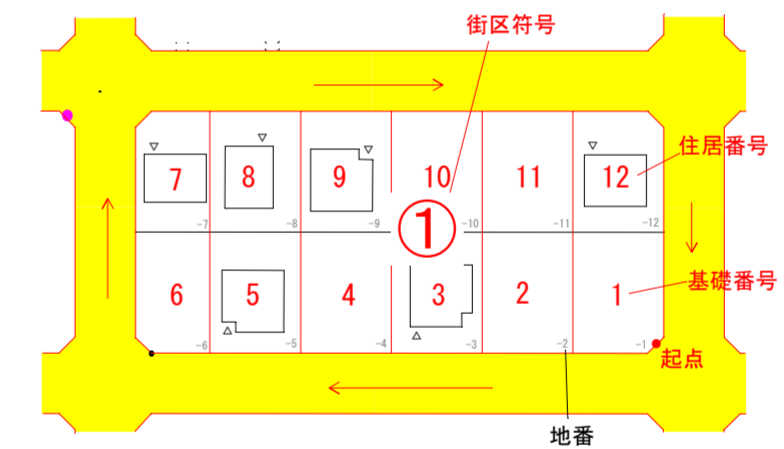
住居表示制度について

「住居表示に関する法律」(昭和37年5月制定)に基づき従来の土地の地番による住所の表し方から、建物に合理的に順序よく番号を付け、街区符号と住居番号による表し方にあらためる制度です。
街区符号は、町の区域を道路、鉄道、河川などでいくつかブロック(街区)に分け、そのブロックに付けた番号をいいます。
住居番号は街区に起点を設け、そこから右回りで宅地に番号(基礎番号)を設定し、その基礎番号を基に、建物に住居番号が設定されます。

あたらしい住所のあらわし方は

「千歳市 あずさ6丁目 〇番 〇号」
町名 街区符号 住居番号
となります。

住居番号設定例



※建物が建てはじめて基礎番号をもとに住居番号が設定されます。

建物の建て替え、取り壊しを行った場合、再度住居番号を設定しますので、届出をお願いします。

凡例	
-----	新町(丁目)界
-----	街区界
②	街区番号
2	住居番号
道路	道路
公園	公園
調整池	調整池